

財関第346号  
平成15年3月31日

## 関税法基本通達等の一部改正等について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成15年法律第143号）の施行等に伴い、  
関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成15年4月1日（関税法基本通  
達7-7の(3)の改正規定、関税定率法基本通達21-8の(1)のハの(ハ)の改  
正規定、同21-9の(1)のイの(ハ)の改正規定、同21-10の改正規定及び税關  
樣式關係通達T第1750号裏面の改正規定については、輸出貿易管理令の一部を改正  
する政令（平成15年政令第198号）の施行の日（平成15年4月14日）から実施す  
ることとしたので、了知の上、貴關職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税關樣式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用せることとして差し支えない。

### 記

第1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵關第100号）の一部を次のように改正  
する。

1.2の3-2の次に次の3項を加える。

（送達の方法）

2の4 1 法第2条の4（書類の送達等）の規定により国税通則法（昭和37  
年法律第66号）第12条（書類の送達）及び第14条（公示送達）の規定が準用  
される結果、税關長又は税關職員が発する書類の送達は、原則として郵便若  
しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下この章において「信書便法」という。）第2条第6項（定義）に規定する  
一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同  
条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付  
送達により、それらの方法により難い特別の場合には公示送達によることと  
なるが、それぞれの具体的方法は、次のとおりである。

なお、「書類の送達を受けるべき者」とは、税關事務管理人が定められている  
ときは、その税關事務管理人をいう（国税通則法第12条第1項ただし書）。

(1) 郵便又は信書便（以下この章において「郵便等」という。）による送

達は、必ずしも書留（郵便法第58条）、配達証明（同法第62条）等の特殊取扱いによる郵便又は信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして税関長が認めるもの（以下この章において「配達証明郵便に準ずる信書便」という。）によることを要せず、普通取扱郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便以外の信書便によつて差し支えない。

(2) 交付送達は、送達を受けるべき者の住所又は居所においてその送達を受けるべき者に直接交付することを原則とするが、その者に別段異議がないときには、出会つた場所その他その者の住所及び居所以外の場所で交付（出会送達）することができる（国税通則法第12条第4項ただし書）。

なお、交付送達の場合において、送達すべき場所において送達を受けるべき者に出会わないとときは、その者の使用人その他の従業者又は同居者（親族又は生計を一にする者であることを要しない。）で、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することにより送達（補充送達）することができ（同条第5項第1号）、また、書類の送達を受けるべき者若しくは補充送達を受ける者が送達すべき場所におらず、又はそれらの者が正当な理由（あて名の誤記等）なく書類の受領を拒んだときには、その書類を送達すべき場所（建物の玄関、郵便受箱等）に差し置くことにより送達（差置送達）することができる（同項第2号）。

(3) 公示送達は、書類の送達を受けるべき者の住所及び居所がともに明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合に限り、これによるものとする（国税通則法第14条第1項）。この方法による場合には、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及びその書類をいつでも交付する旨を税關の掲示場に掲示する（同条第2項）。この場合において、「住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について書面調査、実地調査等をしてなおその住所及び居所がともに不明である場合をいい、「外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」とは、国交が断絶しており、又は開かれていないこと、国際郵便に関する条約がないこと、戦乱その他の非常事態の生じた地域で送達に重大な支障があること等の事情があり、送達が困難であると認められる場合をいう。

#### （送達の効力）

2の4 2 法第2条の4の規定による送達の効力は、次のとおりである。

(1) 郵便等による送達又は交付送達の効力は、送達に係る書類がその送達を受けるべき者の了知し得べき状態におかれた時、すなわち、その送達を受けるべき者若しくはその使用人等に交付した時又は送達すべき場所に差し置いた時（郵便受箱に投入された時等）に生じ、一旦送達の効力を生じた書類が返還されても、その送達の効力に影響はない。

(2) 郵便法第57条((特殊取扱いの種類))に規定する特殊取扱いによる郵便

以外の郵便若しくは特殊取扱いのうち速達の取扱いによる郵便又は信書便により書類を発送した場合には、その発送の事実がある限り、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定される（国税通則法第12条第2項）。

これらの郵便等により発送した書類については、その推定が有効にできるようにするため、その名称、送達を受けるべき者の氏名又は名称、あて先及び発送年月日を確認することができるよう記録しておくことを必要とする（同条第3項）。

(3) 公示送達の効力は、送達すべき書類についての掲示を始めた日から起算して7日を経過した日、すなわち公示を始めた日を含めて8日目に生ずる。この期間は、その末日が休日等に該当しても延期されない（国税通則法第14条第3項）。

督促状の送達を公示送達の方法によつて行つた場合には、掲示を始めた日が督促状を発した日となる。

なお、公示送達のための掲示書が送達の効力の発生前に破れ、又ははがれても、その公示送達の効力に影響はない。

#### （送達の実務）

2の4 3 法第2条の4の規定による書類の送達は、実務上、次によるものとする。

(1) 通関業者が業務を行つている場合においては、その通関業者に送達して差し支えない。

ただし、加算税賦課決定通知書の送達については輸入者宛に行うものとし、通関業者がその写しの交付を希望する場合には、輸入者の同意を必要とする。

(2) 上記(1)の書類を郵便等によつて送達する場合においては、それらの税関保存用書類に発送年月日を記載して整理する。

(3) 郵便等による送達は、一般に普通取扱郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便以外の信書便によるが、差押えに関する書類等特に重要と認められるものについては、書留、配達証明等の特殊取扱いによる郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便による。

2.3-3の中「14.3.31現在」を「15.3.31現在」に改め、同項の表中

「 | ヴィエトナム | | | ○ | 」を

「 | ベトナム | | | ○ | 」に、

「 | マレイシア | | ○ | | 」を

「 | マレーシア | | ○ | | 」に、

「 | カンボディア | | | ○ | 」を

「   カンボジア			○	」に、
「   スリ・ランカ モルディブ		○	○	」を
「   スリランカ モルディブ		○	○	」に、
「   東チモール		○	○	」を
「   東ティモール	○	○	○	」に、
「   バハレーン サウディ・アラビア クウェイト カタル		○	○	」を
「   バーレーン サウジアラビア クウェート カタール		○	○	」に、
「   ジョルダン		○	○	」を
「   ヨルダン		○	○	」に、
「   アラブ首長国連邦 ガザ イエメン		○	○	」を
「   アラブ首長国連邦 イエメン		○	○	」に、
「   アルメニア		○	○	」を
「   アルメニア		○	○	」に、
「   グルジア		○	○	」を
「   グルジア ヨルダン川西岸及びガザ		○	○	」に、
「   ノールウェー		○	○	」を

「   ノルウェー			○	」に、
「   連合王国			○	」を
「   英国			○	」に、
「   ルクセンブルグ			○	」を
「   ルクセンブルク				」に、
「   ヴァチカン			○	」を
「   バチカン			○	」に、
「   ユーゴースラヴィア連邦共和国			○	」を
「   セルビア・モンテネグロ			○	」に、
「   サイprus			○	」を
「   キプロス			○	」に、
「   ラトヴィア			○	」を
「   ラトビア			○	」に、
「   モルドヴァ			○	」を
「   モルドバ			○	」に、
「   スロヴェニア マケドニア旧ユーゴースラヴィア共和国 チェコ スロヴァキア			○	
			○	
			○	
			○	」を
「   スロベニア マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 チェコ スロバキア			○	
			○	
			○	
			○	」に、

「   グアテマラ ホンデュラス	○	○	」を
「   グアテマラ ホンジュラス	○	○	」に、
「   エル・サルヴァドル ニカラグア コスタ・リカ	○	○	」を
「   エルサルバドル ニカラグア コスタリカ	○	○	」に、
「   トリニダッド・トバゴ	○	○	」を
「   トリニダード・トバゴ	○	○	」に、
「   ハイティ	○	○	」を
「   ハイチ	○	○	」に、
「   バージン諸島（米）	○	○	」を
「   米領ヴァージン諸島	○	○	」に、
「   セント・ルシア アンティグア・バーブーダ	○	○	」を
「   セントルシア アンティグア・バーブーダ	○	○	」に、
「   セント・クリストファー・ネ イヴィース セント・ヴィンセント アンギラ（英）	○	○	」を
「   セントクリストファー・ネー ヴィス セントビンセント 英領アンギラ	○	○	」に、
「   ヴェネズエラ	○	○	」を

「   ベネズエラ		○	」に、
「   ボリヴィア		○	」を
「   ボリビア		○	」に、
「   パラグアイ ウルグアイ アルゼンティン		○	」を
「   パラグアイ ウルグアイ アルゼンチン		○	」に、
「   テュニジア		○	」を
「   チュニジア		○	」に、
「   ギニア・ビサオ		○	」を
「   ギニアビサウ		○	」に、
「   シエラ・レオーネ		○	」を
「   シエラレオネ		○	」に、
「   象牙海岸共和国		○	」を
「   コートジボワール		○	」に、
「   トーゴー		○	」を
「   トーゴ		○	」に、
「   ブルキナ・ファソ カーボ・ヴェルデ		○	○ 」を
「   ブルキナファソ カーボヴェルデ		○	○ 」に、
「   ナイジェリア	○		」を
「   ナイジェリア		○	」に、

「   チャード		○	」を
「   チャド		○	」に、
「   コンゴ共和国   コンゴ民主共和国   ブルンディ		○	」を
「   コンゴ共和国   コンゴ民主共和国   ブルンジ		○	」に、
「   セント・ヘレナ及びその附属   諸島(英)   エティオピア   ジブティ		○	」を
「   セントヘレナ及びその附属諸   島(英)   エチオピア   ジブチ		○	」に、
「   セイシェル		○	」を
「   セーシェル		○	」に、
「   モーリシャス		○	」を
「   モーリシャス		○	」に、
「   パプア・ニューギニア		○	」を
「   パプアニューギニア		○	」に、
「   ニュー・ジーランド   クック諸島(ニュー・ジーラ ンド)   トケラウ諸島(ニュー・ジー ランド)   ニウエ島(ニュー・ジーラン ド)		○	」を
「   ニュージーランド   クック諸島(ニュー・ジーラ		○	」に、

ド)				
トケラウ諸島（ニュージーランド）		○		
ニウエ島（ニュージーランド）		○		
)				

「 | ヴァヌアツ | | ○ | | 」を

「 | バヌアツ | | ○ | | 」に、

「 | ニュー・カレドニア（仏） | | ○ | | 」を

「 | ニューカレドニア（仏） | | ○ | | 」に、

「 | トウヴァル | | ○ | | 」を

「 | ツバル | | ○ | | 」に改める。

3 . 7 - 7 (3)を削る。

4 . 7 の 7 - 2 中「指定を」の次に「原則として」を加える。

5 . 9 の 6 - 6 の(4)中「、一月当たりの引取担保提供額が」を削り、「納付した」を「特例申告により納付した」に、「（以下「前年確定税額」という。）の12分の1に相当する額以上の額であり、かつ、当該担保物件に係る担保提供額が前年確定税額の12分の2」を「を当該特例申告を行つた月数で除して得た額（当該前年において当該輸入予定地において輸入した指定貨物について特例申告を行つたことがない場合にあつては、当該指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の12分の1に相当する額。以下この号において「算出担保額」という。）の2倍以上」に改め、「以上の額」を削る。

6 . 9 の 6 - 6 の(4)中

「 なお、提供しようとする引取担保が併用担保である場合は、担保提供書の「担保金額」欄のかつこ書に、引取担保に係る提供額を記載させる。この場合において、当該引取担保に係る提供額は、法第9条の2第1項から第3項までに規定する納期限延長に係る担保として使用しない。 」

を

「 なお、算出担保額は、対象となる指定貨物が複数ある場合において、指定貨物毎に算出するものではないので留意すること。

また、提供しようとする引取担保が併用担保である場合は、担保提供書の「担保金額」欄のかつこ書に、引取担保に係る提供額を記載させる。この場合において、当該引取担保に係る提供額は、法第9条の2第1項から第3項までに規定する納期限延長に係る担保として使用しない。 」

に改める。

7. 14の4-1から14の4-4までを削り、14の3-2の次に次の1項を加える。

14の4 削除

8. 23-1の(2)中「それらの船（機）用品」を「当該船（機）用品」に、「郵政官署」を「郵便局」に改める。

9. 37-1の(3)中「事業協同組合」の次に「若しくは借受者」を加え、「指定法人等の管理のもとに借受人」を「指定法人等が自ら運営し、若しくはその管理のもとに借受者」に改める。

10. 37-3の(2)のイの(1)中「直接」を「自ら」に、「並びに地方公共団体」を「、関係地方公共団体」に改め、37-3の(2)のイの(ロ)中「事業協同組合で代理運営する」を「港湾管理者の管理のもとに事業協同組合又は借受者が運営する」に改め、「及び事業協同組合」の次に「又は借受者」を加える。

11. 37-3の(2)のイの(ハ)中「指定法人等が所有する」を「指定法人等の管理のもとに借受者が運営する」に、「、指定法人等から港湾施設の貸付けを受けた者（以下第4章において「借受者」という。）」を「、借受者」に改め、37-3の(2)のイ中(ハ)を(ニ)とし、(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 指定法人等が自ら運営する場合

税関、港湾管理者及び指定法人等をもって組織する。

12. 37-3の(3)を次のように改める。

(3) 港湾管理者の管理のもとに事業協同組合又は借受者が運営する場合において、事業協同組合又は借受者は、正当な事由なくして輸出入貨物の蔵置等を拒んではならないものとする。

13. 37-3の(5)中「事業協同組合が運営する場合においては」を「港湾管理者の管理のもとに事業協同組合又は借受者が運営する場合においては」に改め、「、事業協同組合」の次に「又は借受者」を加え、同項の(6)を次のように改める。

(6) 内国貨物については、指定保税地域の利用を妨げるおそれのない限り、蔵置することができるものとする。

14. 37-4（見出しを含む。）中「に係る」を「のもとに借受者が運営する」に改める。

15. 42-11の(3)を次のように改める。

(3) 保税蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件

16. 42-15の(4)のロ中「。この場合において、当該一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする」及び「なお、税關が必要と認めた場合には、当該一覧表を整然とした表で提出させるものとする。」を削り、同項

の(4)中ハをニとし、口の次に次のように加える。

ハ 販売伝票及び搭載一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。

なお、税関が必要と認めた場合には、販売伝票及び搭載一覧表を整然とした表で提出させるものとする。

17.4.3の3-2の(3)中「令第36条の3第3項」を「令第36条の3第5項」に、「及び別表第2」を「又は別表第2」に、「同表第3欄」を「これらの表の第3欄」に改める。

18.4.8-1の(1)の二の(口)の次に次のように加える。

(ハ) 被許可者から非違があった旨の申し出があった場合には、算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができるものとする。

ただし、保税担当部門による保税業務検査を行う旨の通知を行った後に申し出があった場合、当該非違が故意に行われたと認められる場合、保税担当部門が直近の保税業務検査において指導・指摘した事項について、業務の改善が図られず、当該非違が発生したと認められる場合等、減算することが不適切と認められる場合を除く。

19.4.8-1の別表1の非違の態様の欄中「改装」を「改築」に改める。

20.5.6-14の(3)を次のように改める。

(3) 保税工場に入れられる貨物及び保税作業に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件

21.6.2の8-8の(3)を次のように改める。

(3) 被許可者及び貨物管理者は、総合保税地域内における貨物管理業務に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件

22.6.2の15-2の(1)中「42-14(延べ面積の算定の方法)」の次に「、42-15(税関空港の構内における出国者に対する外国貨物の保税販売)」を加え、同項の(2)中「57-1(外国貨物の蔵置期間の取扱い)」の次に「、61の3-2(保税作業によるさ細な副産物の引取り)」を加える。

23.7.0-1-1の(1)の表中

「

(口)文化財保護法(昭和25年法律第214号)	第44条((輸出の禁止)) 〔重要文化財又は重要美術品〕	同法第44条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 (注)輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品に該当するか否かについて疑義を生じたときは、文化庁文化財部美術学芸課長又は国立京都博物館長が発行する「古美術品輸出鑑定証明書」の提出を行わせるものとする。
	第80条第1項((現状変更等の制限)) 〔天然記念物〕	同法第80条第1項の規定により文化庁長官が発行した現状変更(輸出)許可書

」を

(口)文化財保護法(昭和25年法律第214号)	第44条((輸出の禁止)) 〔重要文化財又は重要美術品〕	同法第44条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 (注)輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品若しくは重要有形民俗文化財に該当するか否かについて疑義を生じたときは、文化庁文化財部美術学芸課長又は国立京都博物館長が発行する「古美術品輸出鑑定証明書」の提出を行わせるものとする。
	第56条の13の2 〔重要有形民俗文化財〕	同法第56条の13の2の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書
	第80条第1項((現状変更等の制限)) 〔天然記念物〕	同法第80条第1項の規定により文化庁長官が発行した現状変更(輸出)許可書

」に、

(二)鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)	第20条ノ2第1項((証明))	同法第20条ノ2第2項の規定により環境省の適法捕獲証明官が発行した鳥獣適法捕獲証明書
------------------------------	-----------------	--

」を

「

(二)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)	第25条第3項((証明))	同法第25条第3項の規定により環境大臣が交付する適法捕獲等証明書
---	---------------	----------------------------------

」に

改める。

24. 75 - 1 - 1 中「前記62の3 - 8(2)」を「前記62の3 - 7(2)」に、「規定するところ」を「定めるところ」に改める。

25. 76 - 2 - 1 の(1)中「郵政官署」を「日本郵政公社」に改め、同項の(3)中「郵政官署から」を削り、同項の(4)中「国際郵便規則(昭和34年郵政省令第3号)第69条((生物学上の材料を包有する書状の差出))」を「国際郵便約款第102条((生物学上の材料))」に、「国際郵便規則第68条第1項((研究機関の認可))」を「国際郵便約款第102条(注1)」に、「郵政事業庁長官の認可」を「日本郵政公社の承認」に改め、同項の(5)中「国際郵便規則第69条の2((放射性物質を包有する郵便物))」を「国際郵便約款第101条((放射性物質))」に改める。

26. 67の2 - 3 - 1 の(3)の口の(ハ)中「以下、本項」を「以下この項」に、「原則として特恵関税の適用を受けて無税となる貨物(暫定法第8条の3第1項の規定により政令をもつて特恵関税の適用が停止された貨物を除く。)は含まれないものとする」を「暫定法第8条の4第1項の規定の適用を受ける暫定法別表第3の第2欄に掲げる物品は含まれないものとする」に改める。

27. 67の2 - 3 - 3 の(1)のイの(ハ)中「第8条の6第1項から第3項まで」を「第8条の6」に改める。

28. 70 - 3 - 1 の別表第1中

「

(リ)郵便切手類模造等取締法 (昭和47年法律第50号)	第1条((輸入の禁止))	第1条第2項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」(郵便切手類模造等の許可に関する省令(昭和47年郵政省令第31号)附録様式2に定める様式のもの) (注) 輸入申告に係る郵便切手類が「郵便切手類模造等取締法」に規定する模造切手類に該当するか否かにつき疑義を生じた場合には、適宣郵政官署に照会すること
---------------------------------	--------------	--

。この場合には、当該郵政官署の外国郵便課長から「郵便切手類模造等の許可について」により回答があることになっている。

」を

「

(リ)郵便切手類模造等取締法(昭和47年法律第50号)	第1条((輸入の禁止))	第1条第2項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」(郵便切手類模造等の許可に関する省令(昭和47年郵政省令第31号)附録様式2に定める様式のもの) (注) 輸入申告に係る郵便切手類が「郵便切手類模造等取締法」に規定する模造切手類に該当するか否かにつき疑義を生じた場合には、適宣日本郵政公社に照会すること。この場合には、日本郵政公社の外国郵便課長から「郵便切手類模造等の許可について」により回答があることになっている。
-----------------------------	--------------	---

」に

改め、(ネ)の次に次のように加える。

(ナ)農薬取締法(昭和23年法律第82号)	第2条第1項((農薬の登録))	(1) 輸入物品が第1条の2((定義))に規定する農薬である場合には、第2条第3項の規定により農林水産大臣が交付する「登録票」の原本又は農林水産省生産局生産資材課において証明した登録票の原本の記載と相違ない旨を証明した当該登録票の写し (2) 輸入物品が第15条の2((外国製造農薬の登録))に規定する農林水産大臣の登録を受けた外国製造農薬である場合には、同条第6項において準用する第7条((製造者及び輸入者の農薬の表示))に規定する表示がされていることを当該輸入物品に明示されていることの確認
-----------------------	-----------------	--

(3) 輸入物品が「農薬取締法第2条第1項の登録を要しない場合を定める省令」(平成15年農林水産省・環境省令第2号)で定める物品である場合には、農林水産省生産局生産資材課の確認済印が押印された「農薬輸入願」又はその写し

29. 76-4-2 中「郵政官署」を「日本郵政公社」に改める。
30. 76-4-5 の(2)のイ中「郵政官署」を「日本郵政公社」に改め、同項の(2)の口中「配達郵政官署」を「配達郵便局」に改める。
31. 76-4-6、76-4-7 及び 76-4-9 中「郵政官署」を「日本郵政公社」に改める。
32. 76-4-10 の(1)中ハを削り、ニをハとし、ホからトまでをニからヘまでとする。
33. 77-4-3 の(4)中「郵政官署」を「通関局以外の郵便局」に改める。
34. 77-4-5 中「郵政官署」を「日本郵政公社」に改める。
35. 68-5-14 中「シンガポール国際企業庁 (International Enterprise Singapore Board)」を「シンガポール税關 (Singapore Customs)」に改める。
36. 85-6 の(3)中「、搬入届」を削る。
37. 第9章中 96-1 の前に次の5項を加える。

(税関事務管理人の事務の範囲)

95-1 法第95条第1項((税関事務管理人))に規定する「これに関する事項」とは、例えば、次に掲げる事項をいう。

- (1) 法又は定率法その他の関税に関する法律の規定に基づく検査の立会い
- (2) 税関長又は税關の支署その他の税關官署の長(所属職員を含む。以下「税關長等」という。)が発する書類(電子情報処理組織を使用した通知を含む。以下この項において同じ。)の受領
- (3) 法第95条第1項に規定する申告者等(次項から95-4までにおいて「申告者等」という。)への税關長等から受領した書類の送付
- (4) 関税の納付及び還付金等の受領

(税関事務管理人の届出手続)

95-2 法第95条第2項((税関事務管理人))の規定による届出の手続は、次による。

- (1) 税関事務管理人の届出は、「税関事務管理人届出書(消費税等納稅管理人届出書兼用)」(C-7500)2通(原本、交付用)を法第95条第2項に規定する税關關係手續等を行う税關官署に提出することにより行わせ、うち1通(交付用)に受理印(C-5000)を押なつして届出者に交付する。
- この場合において、当該届出書を提出すべき税關官署が二以上あるときは

、いずれか一の税関官署に提出させるものとする。

(2) 上記(1)の規定により届出書が提出された場合には、必要に応じて、申告者等が実在すること及び申告者等と税関事務管理人との間の委任契約関係等を確認するものとする。

(3) 税関事務管理人の解任の届出は、「税関事務管理人解任届出書（消費税等納税管理人解任届出書兼用）」（C - 7510）2通（原本、交付用）を上記(1)の届出書を提出した税関官署に提出することにより行わせ、うち1通（交付用）に受理印（C - 5000）を押なつして届出者に交付する。

（税関事務管理人の権限の消滅）

95-3 税関事務管理人の権限は、その解任によるほか、申告者等の死亡（法人にあつては、その解散（合併による解散を除く。）。以下この項において同じ。）若しくは破産又は税関事務管理人の死亡若しくは破産若しくは税関事務管理人が後見開始の審判を受けることによつて消滅する。

（税関事務管理人の権限の消滅後の効果）

95-4 税関事務管理人の権限の消滅後、その消滅を知らないで、税関事務管理人であつた者によつて行われた、又は税関事務管理人であつた者に対して行つた行為は、申告者等（税関関係手続等を行う義務を継承した者を含む。以下この項において同じ。）によつて行われた又は申告者等に対して行つた行為とするものとする。

（税関事務管理人と通関業の関係）

95-5 税関事務管理人による法第95条第1項（（税関事務管理人））に規定する税関関係手続等の処理が通関業法第2条第1号（（定義））に掲げる通関業務を業として行う場合に該当する場合には、同法第3条（（通関業の許可））の規定による許可を受けなければならないので留意する。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

1.4-5 を次のように改める。

（データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録したキャリアメディアの評価）

4-5 データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録したキャリアメディアの評価については、次による。

（1）用語の意義

この項において用いる用語の意義は、それぞれ次による。

イ 「ソフトウェア」とは、データ処理機器の運用に関する計算機プログラム、手順、規則又はデータ処理機器に使用されるデータをいう。ただし、サウンド、シネマチック及びビデオ・レコーディングは含まない。

ロ 「キャリアメディア」とは、磁気テープ、メタルテープ、磁気ディス

ク、カードその他これらに類するものでソフトウェアを運搬又は貯蔵するための物品をいい、集積回路、半導体及び類似のデバイス並びにこれらの回路やデバイスを組み込んだ物品を含まない。

(2) 評価上の取扱い

イ ソフトウェアを記録しているキャリアメディアの課税価格は、当該ソフトウェアの価格がキャリアメディアの価格と区別される場合はキャリアメディアの価格とする。

ロ キャリアメディアの価格には、キャリアメディア自体の価格、ソフトウェアをキャリアメディアに記録するための費用等を含む。

(3) 税関における確認の時期及び方法

ソフトウェアの価格がキャリアメディアの価格と区別されているか否かの確認は、原則として当該キャリアメディアに係る納税申告の時、仕入書等の関係書類に基づいて行う。

(注) この項の規定は、ソフトウェアがキャリアメディア以外の貨物に記録又は内蔵されている場合の当該ソフトウェアの評価上の取扱を定めたものではない。

2.4-10 及び 4-11 を次のように改める。

(課税価格に含まれる容器の費用)

4-10 輸入貨物の容器の費用については、当該費用が輸入取引に関し買手により負担される場合には法第4条第1項第2号ロ((課税価格に含まれる容器の費用))に規定する費用に該当し、当該容器が輸入貨物の一部を構成する場合で当該費用が当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務に係るものである場合には、同項第3号((買手が無償で又は値引きをして提供した物品又は役務の費用))に規定する費用に該当する。

なお、「容器」とは、法別表関税率表の解釈に関する通則5((ケースその他これに類する容器並びに包装材料及び包装容器の取扱い))の規定により「当該物品に含まれる」ものとされるケースその他これに類する容器及び包装容器をいい、法第14条第11号((再輸入する容器の無条件免税))、第14条の2((再輸入減税))又は第17条第1項第2号((再輸出する容器の免税))の規定により、関税が軽減され又は免税されるものを除くものとする。

(課税価格に含まれる包装に要する費用)

4-11 輸入貨物の包装に要する費用については、当該費用が輸入取引に関し買手により負担される場合には法第4条第1項第2号ハ((課税価格に含まれる包装に要する費用))に規定する費用に該当し、当該包装が輸入貨物の一部を構成する場合で当該費用が当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務に係るものである場合には、法第4条第1項第3号((買手が無償で又は値

引きをして提供した物品又は役務の費用))に規定する費用に該当する。

なお、法第4条第1項第2号ハ((課税価格に含まれる包装に要する費用))に規定する「包装に要する費用」には、材料費のほか、人件費その他の費用を含むものとする。

3.13-6の(2)を次のように改める。

(2) 製造工場に入れられる貨物及び製造作業に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件

4.19-17の(5)中「の表」を削り、同項の(5)の末中「令第53条の2第1項第1号」を「令第53条の2第1項」に改める。

5.21-1中「郵政官署から呈示された」を「日本郵政公社から提示された」に、「第1項第4号」を「同条第1項第4号」に、「第3項」を「同条第3項」に改める。

6.21-2を次のように改める。

（該当通知）

21-2 法第21条第3項の規定による通知は、「輸入禁制品該当通知書」（T-1700）（外国郵便物にあっては、「外国郵便物輸入禁制品該当通知書」（T-1710）を当該貨物を輸入しようとするものに直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することによって行う。ただし、これらによりがたい場合には、関税法基本通達2の4-1の(3)及び2の4-2の(3)による公示送達によるものとする。

7.21-21の3-1の(1)中「又は回路配置利用権」を「、回路配置利用権」に、「をいう」を「又は育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。）をいう」に改め、同項の(7)中「郵政官署から呈示された」を「日本郵政公社から提示された」に改め、同項の(10)中「特許権、実用新案権、意匠権又は」を削り、同項に次の3号を加える。

（13）特許庁官意見照会 法第21条の4第2項の規定により、税関長が特許庁官に対し意見を求めるることをいう。

（14）「通関解放金」 法第21条の5第3項の規定により、認定手続の取りやめを求めた輸入者等に対し供託を命じる金銭（同条第4項に規定する有価証券を含む。）をいう。

（15）「通關解放」 法第21条の5第11項の規定により、認定手続を取りやめることをいう。

8.21-21の3-1を21-21の5-1とする。

9. 21～21の3-2中「配達証明付郵便」の次に「若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項（（定義））に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるもの」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、これらによりがたい場合には、関税法基本通達2の4-1の(3)及び2の4-2の(3)による公示送達によるものとする。

10. 21～21の3-2を21～21の5-2とする。

11. 21-4中「郵政官署から呈示された」を「日本郵政公社から提示された」に改め、「行うこととする」の次に「。なお、平成15年3月31日までに特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品について行われた輸入差止情報提供は、同年9月30日までの間（当該情報提供の継続期間内に限るものとし、当該物品について輸入差止申立てが行われた場合には、当該申立てが効力を有する期間の初日の前日までの間）は、従前のとおりの取扱いとする」を加え、同項の(1)中「商標権、著作権又は著作隣接権」を「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権若しくは著作隣接権又は育成者権」に改める。

12. 21-4の(2)中「特許権、実用新案権、意匠権又は」を削る。

13. 21-5の(1)中チをヌとし、ホからトまでをトからリまでとし、ニの次に次のように加える。

#### ホ 特許庁官意見照会に係る手続

ヘ 通關解放に係る手続（当該手続に係る供託命令を含む。）

14. 21-5の(2)中「ニ」を「ヘ」とし、同項の(3)中「ト」を「リ」とする。

15. 21-8の(1)の口の(ロ)中「21の2-2(1)ハ(1)（）に記載の」を「21の2-1の(1)のハの(1)の Bに規定する」に、「認定手続までに同項(1)ハ(1)（）」を「、同項の(1)のハの(1)の B」に、「手續は」を「認定手續は」に改め、同項の(1)の口の(ハ)に次のただし書きを加える。

ただし、育成者権に係る疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3日以内とする。

16. 21-8の(1)のハの(1)の に後段として次のように加える。

なお、育成者権に係る疑義貨物については、現品と輸入差止申立てにおいて提出された外觀から真偽を識別する資料との照合により確認を行い、これにより認定することができない場合には、速やかに、DNA鑑定の依頼を行うものとする。

17. 21-8の(1)のハの(ニ)中「1ヶ月以内」の次に「（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第21条の5第1項の規定による求めを行うこととなる日までの間）」を加え、同項の(1)のハの(ハ)の 中「（証拠を提出し、意見を述べるための期間中である場合

の積戻し又は貨物の現況等により侵害物品に該当する可能性が高いと認められる場合の積戻しを除く。)」を削る。

18. 21 - 9 の(1)のイの(ハ)中「(証拠を提出し、意見を述べるための期間中である場合又は貨物の現況等により侵害物品に該当する可能性が高いと認められる場合の積戻しを除く。)」を削り、同項の(2)のイの(ハ)中「輸入を認める」を「権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見徴求書」（T - 1835）により5日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害品でないと認められる場合には、輸入を認める」に改め、「標章」の次に「及び意匠権に係る侵害物品について切除した部分」を加え、同項の(2)のロの(ロ)中「取扱郵便局」を「権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見徴求書」により5日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害品でないと認められる場合には、取扱郵便局」に改める。

19. 21 - 10 の見出し中「商標権に係る」を削り、同項中「商標権に係る」を「疑義貨物又は」に、「当該物品」を「商標権に係る侵害物品」に改める。

20. 21 - 11 を 21 - 11 - 1 とし、同項の次に次の1項を加える。

（通関解放が行われた貨物の取扱い）

21 - 11 - 2 発見部門の長は、通関解放が行われた貨物については、上記 21 - 11 - 1 の(1)に準じて取り扱い、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡する（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）とともに、保税担当部門にも通報する。この場合においては、原則として、通関解放を行う前に見本を採取し、当該認定手続に係る侵害についての損害賠償請求若しくは差止請求についての裁判が終了するまでの間又は当該裁判が行われないことが確実になるまでの間、保管するものとする。ただし、当該物品の数量、価格等によりこれによりがたいときは、総括知的財産調査官と協議するものとする。

21. 21 - 12 中「なお、没収」の次に「又は積戻命令」を加える。

22. 21 の 2 - 1 の(1)のイ中「専用使用権者」を「専用実施権者、専用使用権者若しくは専用利用権者」に改め、同項の(1)のハの(イ)の を次のように改める。

侵害の事実を疎明するための資料等

輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等

A 特許権又は実用新案権を侵害する物品については、次の資料を添付させることとする。

- a 当該物品が権利の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(d)までの事項を記載したもの
    - (a) 特許（実用新案登録）請求の範囲に記載された請求項のうち申立てに係るものを明示し、当該請求項を構成要件ごとに分説した、権利の技術的範囲の説明
    - (b) 侵害物品の技術的構成を上記(a)の記載と対応させた、侵害物品の具体的態様の特定（例えば、上記(a)の構成要件が「半径10～15cmの円形」であるとき、侵害物品の形が円形であること及びその半径（10～15cmの範囲内）を特定する。）して記載した書類
    - (c) 上記(a)に記載した構成要件と上記(b)に記載した技術的構成を対比して説明した、侵害物品が権利の技術的範囲に属する理由について構成要件ごとに対比した書類
    - (d) 侵害物品が当該権利の技術的範囲と均等であることを主張する場合には、その理由及び証拠
  - b 侵害物品の外形的特徴等を示す資料（サンプル、型番又は型式等を示す資料等）
- B 平成6年1月1日以降に出願し登録された実用新案権（特許法等の一部を改正する法律（平成5年法律第26号）による改正後の実用新案法の適用を受けるもの）については、実用新案技術評価書を添付させるとともに、実用新案法第29条の2（（実用新案技術評価書の提示）の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、侵害物品を輸入することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸入差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱い、「輸入差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報を記載させる。）を添付せることとする。
- （注）権利者が実用新案技術評価書を請求し、これを取得しているか否かは実用新案公報又は特許庁公報の技術評価リストに記載されている。
- C 意匠権侵害物品については、次の資料を添付せることとする。
- a 当該物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの
    - (a) 登録意匠を明示し、その登録意匠に係る物品の形状、模

様、色彩又はこれらの結合態様を具体的に記載した、登録意匠の説明

(b) 上記(a)に対応させた侵害物品（部分）の特定及び説明

(c) 上記(a)の登録意匠と上記(b)の侵害物品を対比して説明した、侵害物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由

b 侵害物品の外形的特徴等を示す資料（サンプル、型番又は型式等を示す資料等）

D 育成者権侵害物品については、品種登録簿における特性記録部のうち侵害物品の識別に必要な部分を明示したもの、外観から侵害物品を識別できる形状、色、切断面等を記載した資料又は図面及び真正品のDNA鑑定書（キクの切花等外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）を添付させることとする。この場合において、DNA鑑定書について、農林水産省生産局種苗課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができる場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。

なお、侵害の事実とは、海外で製造された物品が日本国内に輸入されると権利侵害に該当することとなる場合を含むことに留意する。

23.2.1の2-1の(1)のハの(1)中 を とし、 の次に次のように加える。

通関解放金の額の算定の基礎となる資料

特許権、実用新案権又は意匠権に係る裁判において認定された額、過去1年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料を提出させるものとする。）

24.2.1の2-1の(1)のハの(口)の を次のように改める。

並行輸入に係る資料等

特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る並行輸入品の差止めを求める場合は、前記2.1-7の(2)に掲げる合意の内容を確認することができる資料及び表示方法を示す資料を提出させ、「輸入差止申立書」の6の(2)「並行輸入に関する参考事項」欄に次の事項を必ず記載させるものとする。

A 当該製品の販売先又は使用地域から我が国が除外されているこ

と

- B 当該製品の販売先又は使用地域から我が国が除外されている旨の表示方法
  - C 権利者名及び譲受人名
  - D 当該製品について当該権利に係るものとして徴収し、又はその契約を締結したライセンス料の金額
- (注)この場合には、契約書等当該金額を証明できる資料を添付させることとする。

25.2.1の2-1の(1)のハの(口)に次のように加える。

(注)平成15年3月31日までに輸入差止情報提供が行われた特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る輸入差止申立て（前記2.1-4なお書により従前のとおりの取扱いを行うこととされている間に当該申立てが行われたものに限る。）に係る添付資料は、情報提供の際に提出されているもので今後も使用できるものについては、新たにその提出を求めないこととする。

26.2.1の2-1の(2)のイの(1)に次のように加える。

なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記2.1の3-1の(1)の口及び同項の(1)のハの(1)の（による取扱いが行わられる旨を教示することとする。

27.2.1の2-1の(2)のイの(ハ)中「申立人の」の次に「特許権、実用新案権、意匠権、」を加え、「又は著作隣接権」を「、著作隣接権又は育成者権」に改め、同項の(3)に次のように加える。

(注)輸入差止申立ての有効期間内に、権利の譲渡等により、申立人が権利を有しないこととなった場合には、速やかに、下記(8)による撤回を行いうよう教示するものとする。

28.2.1の2-1の(8)に次のように加える。

(注)輸入差止申立ての有効期間中に権利の譲渡等により申立人が権利を有しないこととなつたことが判明した場合には、当該申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立て人に通知し、撤回をしようようとするとともに、本省及び当該申立てに係る他の税関に通報することとする。

29.2.1の2-2の(1)のイ中「専用実施（利用）権者」を「専用利用権者」に改め、同項の(1)のハの(1)の（の）を次のように改める。

（の）権利が設定登録された回路配置の拡大力率写真、自己の権利を侵害していると認める回路配置の拡大力率写真、権利の設定登録に係る半導体集積回路の実物及び自己の権利を侵害していると認める半導体集積回路の実物とする。

30.2.1の2-2の(1)のハの(1)の（の）を削り、同項の(1)のハの(1)の（の）

( )中「回路配置利用権については、」を削り、同項の(1)のハの(イ)の の( )を同項の(1)のハの(イ)の の( )とし、同項の(1)のハの(イ)の 中「専用実施(利用)権者」を「専用利用権者」に改め、同項の(1)のハの(ロ)中 を削り、 を とし、 を削り、同項の(1)のハの(ロ)の 中「侵害物品を輸入することが予想される者、その」を「侵害物品の」に改め、同項の(1)のハの(ロ)の を同項の(1)のハの(ロ)の とする。

31. 2 1 の 3 - 1 の(1)のイ中「場合とする」の次に「。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする」を、「行う場合には」の次に「、生鮮疑義貨物の場合を除き」を加え、同項の(1)のロに次のただし書を加える。

ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、3日以内とする。

32. 2 1 の 3 - 1 の(1)のハの(イ)中 を とし、 の次に次のように加える。

生鮮疑義貨物については、当該貨物の腐敗により失われると予想される当該貨物の価値に相当する額(当該貨物の課税価格とする。)

33. 2 1 の 3 - 1 の(1)のハの(ロ)に次のただし書を加える。

ただし、下記二なお書の場合には、あらかじめ、上記ハの(イ)の の取扱いとなる旨を輸入者等に通知することにより、事情の聴取は省略して差し支えない。

34. 2 1 の 3 - 1 の(1)のニに次のように加える。

なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、口頭により申立人に対して供託命令を行い(併せてFAX等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。)、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない(法第21条の3第11項の通知を行うことに留意する。)。この場合において、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」(T-1945)正副2部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものを返付させるものとする。

35. 2 1 の 3 - 1 の(2)のイの(イ)の 次のただし書を加える。

ただし、社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第129条第1項に規定する振替社債等については、振替国債(その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。)以外のものは認めないこととする。

36. 2 1 の 3 - 1 の(2)のロの(イ)中「「支払保証委託契約」」を「この項において「支払保証委託契約」」に改める。

37. 2 1 の 3 - 1 の(4)のロに次のように加える。

生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。

38. 2 1 の 3 - 1 の(5)のイの(1)中「輸入差止申立てに係る損害賠償供託金に関する規則」を「輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則」に改める。

39. 2 1 の 3 - 1 の次に次の 5 項を加える。

(特許庁長官意見照会請求の手続)

#### 2 1 の 4 - 1

- (1) 特許庁長官意見照会を求める際に提出させる書面は、「特許庁長官意見照会請求書」(T-2060)とする。
- (2) 令第61条の10に規定する「具体的な態様を明らかにする資料」については、輸入差止申立ての際に提出された資料と重複するものであっても、特許庁長官へ提出するため必要なサンプル等特許庁長官意見照会に際し必要と認めるものは、提出を求ることとする。

(特許庁長官意見照会手続)

#### 2 1 の 4 - 2

- (1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(T-2070)に次の資料を添付し、特許庁長官に提出して行うこととする。
  - A 前記2 1 の 2 - 1 の(1)のハの(1)の A の a の資料の写し(サンプル等は、前記2 1 の 4 - 1 の(2)により申立特許権者等(法第21条の4第1項に規定する「申立特許権者等」をいう。以下同じ。)に追加提出させたもの)
  - B 前記2 1 の 4 - 1 の(2)による資料
  - C 下記(2)により輸入者等及び申立特許権者等が述べた意見が記載された書類
  - D 輸入差止申立書及びその添付資料等並びに令第61条の3第1項の規定により提出された証拠及び述べられた意見が記載された書面の写し(これらが書面でない場合その他写しをとることが適当でない場合には、前記2 1 の 4 - 1 の(2)により申立特許権者等に追加提出させたもの)
  - E その他参考になると思われる資料等
- (2) 特許庁長官意見照会の求め(以下この項において「請求」という。)があった場合には、上記(1)の書面及び添付資料について、5日以内の期限を定め、輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会に係る意見徴求書」(T-2080)により、当該資料の写しを添えて、意見を求ることとする。なお、上記(1)の書面及び2 1 の 4 - 1 の(2)の資料以外に特許庁長官に提出する資料がある場合には、当該資料について、申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会に係る意見徴求書」により、意見を求ることとする。この場合において、輸入者等又は申立特許権者等に意見がある場合には、書面により行わせるものとする。
- (3) 令第61条の11第1項に規定する具体的な態様の特定は、現品確認等によ

り行うこととし、当該特定した具体的態様の「特許庁長官意見照会書」への記載は、前記21の2-1の(1)のハの(1)の Aのaの(b)又は同項の(1)のハの(1)の Cのaの(b)と同等のものとする。

- (4) 請求が行われた日が法第21条の4第1項に規定する10日経過日（同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する20日経過日。以下この項において同じ。）の末日である等上記(2)の期限（輸入者等に対して意見を求める場合に限る。）として10日経過日までの日を定めることが困難な場合には、当該期限は10日経過日後の日として差し支えない。この場合には、輸入者等の意見の回答前に10日経過日までに特許庁長官意見照会を行い、輸入者等の意見は、後日追加して特許庁長官に提出するものとする。なお、申立特許権者等に対して意見を求める場合には、期限は10日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記(7)のホに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ申立特許権者等に教示するものとする。
- (5) 税関長が特許庁長官意見照会に関し特許庁長官に提出する書面及び資料は、正副2部とする。
- (6) 特許庁長官意見照会を行った場合には、申立特許権者等及び輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会実施通知書」（T-2090）により、その旨を通知する。
- (7) 次の場合には、請求があっても、法第21条の4第2項の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。
- イ 輸入者が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該当認定を行うことができる事が確実と認められる場合
- ロ 契約関係を示す証拠等により当該物品について輸入者等が正当な権利を有することが明らかである等技術的範囲以外の観点から、非該当認定を行うことができる事が確実と認められる場合
- ハ 輸入者等が、前記21-9による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸入されないことが確実となった場合（自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）
- ニ 令第61条の11第1項に規定する具体的態様の特定をすることが困難な場合
- ホ 当該申請が、特許庁長官意見照会を行える期間内に上記(2)の「特許庁長官意見照会に係る意見徴求書」の輸入者等への交付又は上記(3)の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、特許庁長官意見照会を行うことが困難な場合
- なお、法第21条の5第1項の規定による求めを行うことができることとなつた後は、特許庁長官意見照会は行わないこととするので、留意する。
- (8) 上記(7)の場合には、速やかに、申立特許権者等に対し、「特許庁長官

意見照会不実施通知書」(T-2100)により、その旨を通知する。

- (9) 特許庁長官意見照会に対する特許庁長官の回答があった場合には、速やかに、輸入者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会回答通知書」(T-2110)により、その旨及び内容(認定の基礎とする部分に限る。)を通知するとともに、5日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。
- (10) 特許庁長官意見照会を行った場合で、特許庁長官の回答前に、該当認定を行った場合又は法第21条第7項若しくは第21条の3第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」(T-2120)により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。
- (特許庁長官意見照会ができる期間の延長)

21の4-3 法第21条の4第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要がないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日から起算して5日以内に、輸入者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)」(T-2130)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。

(通関解放手続)

21の5-1

- (1) 法第21条の5第1項の規定による求めを行うこと(以下この項において「請求」という。)ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸入者等及び申立特許権者等に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。

ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。

- (2) 法第21条の4第1項に規定する通知日から起算して5日以内に、輸入者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知書」(T-2140)により、当該通知日及び同項に規定する10日経過日の末日について通知する。

ただし、前記21の4-3の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。

- (3) 令第61条の12に規定する書面は、「認定手続取りやめ請求書」(T-2150)とし、同条第5号に掲げる「その他参考となるべき事項」とは、請

求に係る物品又はこれに類似する物品について、申立特許権者等又は当該類似する物品の権利者に対して支払が行われたライセンス料の額その他後記21の5 - 2の(1)のハの供託額の算定の参考となる資料その他供託命令に関する参考となるべき事項とする。

- (4) 法第21条の5第3項の規定により請求があつた旨を申立特許権者等に対して通知する場合には、当該請求を受理した後、遅滞なく、「認定手続取りやめ請求受理通知書」(T-2160)により、行うこととする。
- (5) 後記21の5 - 2の(2)のイの(ニ)の供託書正本又は同項の(2)のロの(ロ)の届出書により、担保の提供等を確認したときは、速やかに、認定手続を取りやめ、輸入者等に対して「認定手続取りやめ通知書(輸入者等用)(T-2170)により、申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書(申立特許権者等用)(T-2180)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行つた旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。なお、申立特許権者等に対しては、併せて、輸入者等の氏名又は名称及び住所を通知することとする。

#### (通関解放金)

21の5 - 2 法第21条の5第3項から第10項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。

##### (1) 供託命令

イ 法第21条の5第3項の担保を供託する際の「期限」とは、「通関解放金供託命令書」(T-2190)の日付けの日の翌日から起算して10日以内とする。

##### ロ 供託額

(1) 法第21条の5第3項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。

特許権、実用新案権又は意匠権のライセンス料に相当する額(これらの権利に係る裁判において認定された額、過去1年間において実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の事例におけるこれらの額により定めるものとする。)

輸入者等が当該物品の販売によって得ることになると考えられる利益額に相当する額(課税価格の20%を目安に算定する。)

(ロ) 上記(1)の額の算定に当たっては、輸入差止申立ての際に提出された資料(追加して提出された資料を含む。)等あらかじめ申立特許権者等から提出された資料を参考とするとともに、必要に応じ、申立特許権者等への確認を含む調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官と協議して決定するものとする。

ハ 知的財産調査官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては発見部門の長。下記(2)から(9)までにおいて「知的財産

調査官等」という。)は、金銭を供託すべき旨を輸入者等に命ずる場合には、「通関解放金供託命令書」を当該輸入者等に交付するとともに、収納課長等に「通關解放金供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。この場合において、知的財産担当官(知的財産担当官が配置されていない官署にあっては発見部門の長)が供託命令を行った場合には、知的財産調査官に供託命令を行った旨を「通關解放金供託命令書」の写しをもって通報するものとし、知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。

## (2) 供託等の取扱い

### イ 金銭又は有価証券を供託する場合

#### (1) 供託物の種類

法第21条の5第3項に規定する「金銭」については、関税法基本通達9の4-1(関税の納付に関する用語の意義)の(1)の規定に準じて取り扱う。

法第21条の5第4項((有価証券の供託))に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税關長が確実と認めるもの」については、関税法基本通達9の6-1(関税の担保の種類)の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。ただし、社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等については、振替国債(その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。)以外のものは、認めないこととする。

#### (ロ) 国債、地方債、社債等の価額

国債、地方債その他の有価証券の価額は、関税法基本通達9の6-3(国債及び地方債の価額)及び9の6-4(社債等の担保金額)の規定に準じて取り扱う。

#### (ハ) 供託場所

金銭等の供託は、供託命令を行う税關官署の最寄りの供託所に行われるものとする。

#### (二) 供託書正本の提出

供託をすべき輸入者等には、供託書の正本を「供託書正本提出書」(T-1950)(2部。原本、申立特許権者等交付用)に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。収納課長等は、供託をすべき輸入者等から提出のあった供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を当該輸入者等に交付し、前記21の5-1の(5)による通知以後、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物に係る申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」

の写しをもって通報する。

□ 支払保証委託契約を締結する場合

(1) 支払保証委託契約の相手方

法第21条の5第6項((供託に代わる契約))の契約(以下「支払保証委託契約」という。)の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。

(2) 支払保証委託契約の届出

供託をすべき輸入者等には、支払保証委託契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を「支払保証委託契約締結届出書」(T-1960)(2部。原本、輸入者等交付用)に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。

収納課長等は、当該契約書の内容が令第61条の13において準用する令第61条の7第1項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」(「支払保証委託契約締結届出書」の交付用)を供託をすべき輸入者等に交付し、前記21の5-1の(5)による通知以後、当該確認書の写しを申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。なお、供託をすべき輸入者等が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨を届け出る場合には、上記イの(2)の手続と同時に行わせるものとする。

(3) 供託等をしない場合の取扱い

イ 「通関解放金供託命令書」の交付を受けた輸入者等が、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないとき(下記口において「供託しない場合」という。)は、収納課長等は知的財産調査官等にその旨を通報する。

ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、願出により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。

ハ 知的財産調査官等は、認定手続を取りやめないとしたときは、「

認定手続継続通知書」(T-2200)を申立特許権者等及び輸入者等に交付する。この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続継続通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は、当該疑義貨物について、引き続き認定手続を行うものとする。

(4) 供託された金銭等の還付

イ 権利の実行の申立ての手続

(1) 供託金規則第7条において準用する同規則第1条((申立ての手続))に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、債務名義等をいう(前記21の3-1の(5)のイの(イ)に掲げるものが提出された場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。)。

(ロ) 申立特許権者等には、供託金規則様式第四による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。

□ 輸入者等からの意見聴取

収納課長等は、権利の実行の申立てに理由があると認めるときは、金銭等を供託した輸入者等に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。

ハ 確認書交付手続

収納課長等は、申立特許権者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第五の確認書及び当該供託に係る供託書正本(確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合には、「供託書正本保管証明書」(T-1980)を当該申立特許権者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、「供託書正本保管証明書」の写しをもってその旨を通報する。この場合において、供託書の正本を交付したときは輸入者等に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収するものとする。

(5) 有価証券の換価

イ 申立特許権者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部に、供託書正本を添付して、供託所に提出する。

□ 収納課長等は、供託規則第29条((払渡の手続))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。有価証券の換価に際しては、輸入者等に換価する旨を告げた後行うものとする。

ハ 収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第11号書式及び第12号書式(そ

の他の金銭供託の供託書正本・副本)により作成した供託書に、同規則第20号書式により作成した「供託通知書」を添付して、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。なお、「供託通知書」の住所・氏名欄は、換価した有価証券を供託した輸入者等の住所・氏名を記載する。

(6) 供託された金銭等の取戻し

イ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い

- (1) 金銭等を供託した輸入者等には、「担保取戻事由確認申請書」(T-1990)に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。

供託の原因となった貨物の申立特許権者等が、供託した金銭等の取戻しに同意したことを証明する書面

損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面

輸入者等が申立特許権者等に損害の賠償をしたことを証明する書面

その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面

- (ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、申立特許権者等に、当該書面の真偽等について意見を述べる機会を与える。

- (ハ) 収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認した場合には、輸入者等に供託金規則様式第三の証明書及び供託書正本(証明書に記載された取戻確認金額が供託額の一部であり、取戻しが還付に先行する場合には、「供託書正本保管証明書」)を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。

ロ 支払保証委託契約が締結された場合の取扱い

- (1) 収納課長等は、輸入者等から、「支払保証委託契約締結承認申請書」(T-2000)(2部。原本、輸入者等交付用)に支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して提出させる。

- (ロ) 収納課長等は、契約書の内容が令第61条の13において準用する令第61条の7第1項の規定に適合すると認めたときは、輸入者等に対して、「支払保証委託契約締結承認書」(輸入者等交付用)、供託金規則様式第三の証明書及び供託書の正本を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。

ハ 供託物が差し替えられた場合の取扱い

- (1) 収納課長等は、輸入者等から、「供託物差替承認申請書(供託書

正本提出書兼用)」(T-2010)(2部。原本、輸入者等交付用)及び差替え後の供託物に係る供託書の正本を提出させる。

(ロ) 収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、輸入者等に対して、「供託物差替承認書(供託書正本預り証兼用)」(輸入者等交付用)、供託金規則様式第三の証明書及び差替え前の供託書正本を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書(供託物正本預り証兼用)」の写しをもってその旨を通報する。

## 二 訴えを提起しなかった場合の取扱い

申立特許権者等が法第21条の5第13項の規定による通知を受けた日から30日(以下二において「通知後30日」という。)以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを確認する場合の取扱いは、次のとおりとする。

(イ) 金銭等を供託した輸入者等には、「担保取戻事由確認申請書」(T-1990)に、供託の原因となった貨物に係る申立てをした申立特許権者等が、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを当該申立特許権者等が自ら証明する書面を添付して収納課長等に提出させる。ただし、通知後30日を経過した日の翌日後は、当該書面の添付は省略させて差し支えない。

(ロ) 収納課長等は、5日以内の期限を定めて、申立特許権者等に、上記(イ)による申請書(上記(イ)による書面の添付がある場合には、当該書面を含む。)を提示のうえ、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったかどうか照会することとする。この場合において、当該申立特許権者等が、通知後30日以内に当該訴えの提起をした旨を回答したときは、当該訴えの提起の訴状の写しを提出させることとする。なお、当該期限までに回答がなかった場合には、当該訴えの提起はなかったものとして取り扱う。

(ハ) 収納課長等は、上記(ロ)の規定による照会又は自ら裁判所への確認等の調査により申立特許権者等が通知後30日以内に当該訴えの提起をしなかった事實を確認した場合には、輸入者等に供託金規則様式第三の証明書及び供託書正本(証明書に記載された取戻確認金額が供託額の一部であり、取戻しが還付に先行する場合には、「供託書正本保管証明書」)を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。

ホ 収納課長等は上記イからニまでにおいて、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収するものとする。

## (7) 支払保証委託契約に係る権利の実行

支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等から、当該契約に係る輸入者等に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。

- イ 支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」（T-2020）に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。
- ロ 収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る輸入者等に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。
- ハ 収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めたときは、申立特許権者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」（T-2030）を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。

#### （8）支払保証委託契約の解除及び内容の変更

##### イ 支払保証委託契約の解除

- (1) 支払保証委託契約を解除しようとする輸入者等には、「支払保証委託契約解除承認申請書」（T-2040）（2部。原本、輸入者等交付用）に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。
- (ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には、支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該輸入者等に「支払保証委託契約解除承認書」（輸入者等交付用）を交付するとともに、下記の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。

　　損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合

（注）承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった貨物の申立特許権者等に、事実関係について意見を述べる機会を与えること。  
　　解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金銭等が供託された場合

　　解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第61条の13において準用する令第61条の7第1項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合

##### ロ 支払保証委託契約の内容の変更

- (1) 支払保証委託契約の内容を変更しようとする輸入者等には、「支払保証委託契約内容変更承認申請書」（T-2050）（2部。原本、輸入者等交付用）に、契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないこと

を証明したもの)を添付して、収納課長等に提出させる。

(ロ) 収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第61条の13において準用する令第61条の7第1項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、輸入者等に「支払保証委託契約内容変更承認書」(輸入者等交付用)を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。

第3 関税暫定措置法基本通達(昭和48年8月15日蔵関第1150号)の一部を次のように改正する。

1.8-3中「法第8条第1項第1号及び第2号」を「法第8条第1項第1号から第3号まで」に改め、同項の(1)中「令第44条第2項各号及び第4項」を「令第44条第2項各号、第4項及び第6項各号」に改め、同項の(2)中「令第44条第2項第2号及び第3号」の次に「並びに第6項第2号及び第3号」を加え、同項の(3)中「令第44条第2項第3号」の次に「及び第6項第3号」を加える。

2.8-4の(5)中「法第8条第1項第1号及び第2号」を「法第8条第1項第1号から第3号まで」に改め、同項の(6)の口の次に次のように加える。

#### 八 法第8条第1項第3号に該当する製品の生地見本等

(イ) 革、毛皮類 材質(牛革(カーフ、ステア等)、羊革、うさぎ毛皮等)、規格(等級等)、色等

(ロ) 織物類 材質(綿製、人造纖維製等)、糸の太さ(織糸の番手、打込み本数)、織り方(平織り、綾織り等)、規格(幅、長さ等)、色、柄等

(ハ) 縫い糸 材質(人造纖維製、絹製)、規格(糸の太さ、長さ、単糸等)、色等

(ニ) 付属品 材質(金属製、プラスチック製等)、規格(サイズ、種類等)等

3.8-5の(5)中「法第8条第1項第1号」の次に「及び第3号」を加える。

4.8-8の(1)のイ中「法第8条第1項第1号及び第2号」を「法第8条第1項第1号から第3号まで」に改める。

5.8の2-4の2の(1)及び8の7-10の(5)の二中「郵政官署」を「日本郵政公社」に改める。

第4 特例法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第103号)の一部を次のように改正する。

1.第3章の(参考)の表中「アルゼンティン」を「アルゼンチン」に、「ボリビア」を「ボリビア」に、「ブルキナ・ファソ」を「ブルキナファソ」に、

「ブルンディ」を「ブルンジ」に、「白ロシア」を「ベラルーシ」に、「カンボディア」を「カンボジア」に、「中央アフリカ共和国」を「中央アフリカ」に、「スリ・ランカ」を「スリランカ」に、「チャード」を「チャド」に、「コンゴ(ブラザヴィル)」を「コンゴ共和国」に、「ザイール」を「コンゴ民主共和国」に、「コスタ・リカ」を「コスタリカ」に、「サイプラス」を「キプロス」に、「エル・サルヴァドル」を「エルサルバドル」に、「エティオピア」を「エチオピア」に、「グアテマラ」を「グアテマラ」に、「ハイティ」を「ハイチ」に、「ホンデュラス」を「ホンジュラス」に、「象牙海岸」を「コートジボワール」に、「ジョルダン」を「ヨルダン」に、「クウェイト」を「クウェート」に、「ヴィエトナム」を「ベトナム」に、「西サモア」を「サモア」に、「ルクセンブルグ」を「ルクセンブルク」に、「マダガスカル」を「マダガスカル」に、「マレイシア」を「マレーシア」に、「モーリシアス」を「モーリシャス」に、「ニュー・ジーランド」を「ニュージーランド」に、「ノールウェー」を「ノルウェー」に、「ルアンダ」を「ルワンダ」に、「サン・マリノ」を「サンマリノ」に、「サウディ・アラビア」を「サウジアラビア」に、「シェラ・レオーネ」を「シエラレオネ」に、「南アフリカ」を「南アフリカ共和国」に、「スロヴェニア」を「スロベニア」に、「トーゴー」を「トーゴ」に、「トリニダッド・トバゴ」を「トリニダード・トバゴ」に、「チュニジア」を「チュニジア」に、「連合王国」を「英国」に、「ヴァチカン」を「バチカン」に、「ヴェネズエラ」を「ベネズエラ」に、「ユーゴスラヴィア」を「セルビア・モンテネグロ」に改め、(注)3を削る。

2. 第4章0-3の表の国名の欄中「カンボディア」を「カンボジア」に、「サイプラス」を「キプロス」に、「チェツコ」を「チェコ」に、「ジョルダン」を「ヨルダン」に、「クウェイト」を「クウェート」に、「ルクセンブルグ」を「ルクセンブルク」に、「モーリシアス」を「モーリシャス」に、「ノールウェー」を「ノルウェー」に、「シェラ・レオーネ」を「シエラレオネ」に、「スロヴァキア」を「スロバキア」に、「スロヴェニア」を「スロベニア」に、「トルニダッド・トバゴ」を「トリニダード・トバゴ」に、「連合王国」を「英国」に、「ユーゴスラヴィア」を「セルビア・モンテネグロ」に改める。
3. 第5章0-2中「サイプラス、チェツコ」を「キプロス、チェコ」に、「象牙海岸共和国」を「コートジボワール」に、「ルクセンブルグ、マレイシア」を「ルクセンブルク、マレーシア」に、「モーリシアス」を「モーリシャス」に、「ニュー・ジーランド」を「ニュージーランド」に、「ノールウェー」を「ノルウェー」に、「スロヴァキア、スロヴェニア」を「スロバキア、スロベニア」に、「スリ・ランカ」を「スリランカ」に、「マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、トリニダッド・トバゴ、チュニジア」を「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トリニダード・トバゴ、チュニジア」に、「連合王国」を「英国」に、「ユーゴスラヴィア」を「セルビア・モンテネグロ」に改める。

第5 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

1. 7 - 2 中「関税法第60条((原料課税))」を「原料課税」に改める。
2. 21 - 2 の(15)、22 - 1 の(2)及び22 - 3 の(5)中「郵政官署」を「日本郵政公社」に改める。
3. 別紙第1中「ヴィエトナム」を「ベトナム」に、「マレイシア」を「マレーシア」に、「カンボディア」を「カンボジア」に、「スリ・ランカ」を「スリランカ」に、「モルディブ」を「モルディブ」に、「東チモール」を「東ティモール」に、「バハレーン」を「バーレーン」に、「サウディアラビア」を「サウジアラビア」に、「クウェイト」を「クウェート」に、「カタル」を「カタール」に、「ジョルダン」を「ヨルダン」に、「ノールウェイ」を「ノルウェー」に、「スエーデン」を「スウェーデン」に、「イギリス」を「英國」に、「ルクセンブルグ」を「ルクセンブルク」に、「ユーゴースラヴィア連邦共和国」を「セルビア・モンテネグロ」に、「(旧セルビア及びモンテネグロ)」を「(旧ユーゴースラビア連邦共和国)」に、「サイprus」を「キプロス」に、「ラトヴィア」を「ラトビア」に、「モルドヴァ」を「モルドバ」に、「スロヴェニア」を「スロベニア」に、「ボスニア・ヘルツェゴビナ」を「ボスニア・ヘルツェゴビナ」に、「マケドニア旧ユーゴースラヴィア共和国」を「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」に、「チェッコ」を「チェコ」に、「スロヴァキア」を「スロバキア」に、「アメリカ」を「アメリカ合衆国」に、「ホンデュラス」を「ホンジュラス」に、「エル・サルバドル」を「エルサルバドル」に、「コスタ・リカ」を「コスタリカ」に、「バハマ連邦」を「バハマ」に、「トリニダッド・トバゴ」を「トリニダード・トバゴ」に、「ハイティ」を「ハイチ」に、「バージン諸島(米)」を「米領ヴァージン諸島」に、「セント・ルシア」を「セントルシア」に、「アンチグア・バーブーダ」を「アンティグア・バーブーダ」に、「英領ヴァージン諸島(英)」を「英領ヴァージン諸島」に、「ドミニカ国」を「ドミニカ」に、「セント・クリストファー・ネイビス」を「セントクリストファー・ネイビス」に、「セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島」を「セントビンセント」に改め、「Union島」の次に「Grenadines諸島」を加え、「アンギラ(英)」を「英領アンギラ」に、「ヴェネズエラ」を「ベネズエラ」に、「ボリビア」を「ボリビア」に、「アルゼンティン」を「アルゼンチン」に、「セウタ及びメリリヤ(西)」を「セウタ及びメリリア(西)」に、「チュニジア」を「チュニジア」に、「ギニア・ビサオ共和国」を「ギニア・ビサウ」に、「シエラ・レオネ」を「シエラレオネ」に、「象牙海岸共和国」を「コートジボワール」に、「」を「」に

、「トーゴー」を「トーゴ」に、「ブルキナ・ファソ」を「ブルキナファソ」に、「カーボ・ヴェルデ共和国」を「カーボヴェルデ」に、「チャード」を「チャド」に、「赤道ギニア共和国」を「赤道ギニア」に、「コンゴー共和国」を「コンゴ共和国」に、「コンゴー民主共和国」を「コンゴ民主共和国」に、「ブルンディ」を「ブルンジ」に、「サントメ・プリンシペ民主共和国」を「サントメ・プリンシペ」に、「セントヘレナ島及びその附属諸島（英）」を「セントヘレナ及びその附属諸島（英）」に、「エティオピア」を「エチオピア」に、「ジブティ」を「ジブチ」に、「セイシェル」を「セーシェル」に、「モーリシアス」を「モーリシャス」に、「南アフリカ」を「南アフリカ共和国」に、「パプア・ニューギニア」を「パプアニューギニア」に、「ニュー・ジーランド」を「ニュージーランド」に、「ヴァヌアツ共和国」を「バヌアツ」に、「ソロモン諸島」を「ソロモン」に、「（旧英領ギルバート諸島）」を「Canton及びEnderbury島を含む。」に、「ナウル共和国」を「ナウル」に改め、「， Canton, Enderbury」を削り、「トゥヴァル」を「ツバル」に、「マーシャル諸島共和国」を「マーシャル」に、「ミクロネシア連邦」を「ミクロネシア」に、「北マリアナ諸島連邦（米）」を「北マリアナ諸島（米）」に改める。

#### 4. 別紙第2中

「 7430 八代税関支署 7432 八代税関支署熊本出張所 7440 八代税関支署熊本空港出張所	」を
---	----

「 7430 八代税関支署 7440 八代税関支署熊本空港出張所 7450 八代税関支署熊本出張所	」に改める。
---	--------

#### 5. 別紙第7中

「 11204   法第12条第3項 11205   法第12条第4項	" (砂糖) " (その他)	」を
「 11205   法第12条第3項	" (その他)	」に改め、
「 11408   法第14条第5号の2	" (通貨)	」を削り、
「 11411   法第14条第6号の2	" (ラベル)	」を
「 11411   法第14条第6号の2   令第13条の4	" (ラベル)	」に、
「 11431   法第14条の3第2項	水産物等の減税（外国籍船舶 採捕に係るもの）	」を

	11431	法第14条の3第2項 令第16条の7第1項 規則第4条	水産物等の減税（外国籍船舶 採捕に係るもの）	」に、
	11507	法第15条第1項第5号 の2	" (博覧会等使用物品)	」を
	11507	法第15条第1項第5号 の2 令第21条	" (博覧会等使用物品)	」に、
	11723	法第17条第1項第10号	" (一時輸入自動車等)	」を
	11723	法第17条第1項第10号 令第33条の2第1項	" (一時輸入自動車等)	」に、
	12015	法第20条の2第1項 令第57条第3号	" (グルタミン酸等 製造用糖みつ)	
	12016	法第20条の2第1項 令第57条第4号	" (子牛育成用飼料調 製品)	
	12009	法第20条の2第1項 令第57条第5号	" (真空管等製造用ニ ッケルの粉等)	
	12010	法第20条の2第1項 令第57条第6号	" (真空管等製造用ニ ッケルの板等)	
	12011	法第20条の2第1項 令第57条第7号	" (大型コンテナ用ア ルミニウム板等)	
	12012	法第20条の2第1項 令第57条第8号	" (電解精製用鉛の塊 [課税価格が165.37円/kg以 下のもの])	」を
	12015	法第20条の2第1項 令第57条第3号	" (グルタミン酸等 製造用糖みつ)	
	12019	法第20条の2第1項 令第57条第4号	" (酒類用原料アルコー ル製造用エチルアルコール)	
	12020	法第20条の2第1項 令第57条第5号	" (酒類用原料アルコー ル製造用エチルアルコール 及び蒸留酒)	
	12016	法第20条の2第1項 令第57条第6号	" (子牛育成用飼料調 製品)	
	12009	法第20条の2第1項 令第57条第7号	" (真空管等製造用ニ ッケルの粉等)	
	12010	法第20条の2第1項 令第57条第8号	" (真空管等製造用ニ ッケルの板等)	
	12011	法第20条の2第1項 令第57条第9号	" (大型コンテナ用ア ルミニウム板等)	
	12012	法第20条の2第1項 令第57条第10号	" (電解精製用鉛の塊 [課税価格が165.37円/kg以 下のもの])	」に、

「	27054 27055 27056	法第8条第1項第1号 令第44条第1項、第2項 法第8条第1項第2号 令第44条第3項、第4項 法第8条第1項第3号 令第44条第5項	加工又は組み立てに係る製品の減税（第42.02項及び第42.03項に該当する製品） "（第57類、第61類から第63類までに該当する製品） "（第85類、第87類、第90類及び第91類に該当する製品）	」を
「	27054 27055	法第8条第1項第1号 令第44条第1項 法第8条第1項第2号 令第44条第3項	加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 （革製バッグ、革製衣類等） "（じゅうたん、ニット製衣類、織物製衣類等）	」に、
「	28041	法第8条の7 令第62条第1号	軽減税率適用品目（学校給食用ミルク及びクリーム）	」を
「	27057 28041	法第8条第1項第3号 令第44条第5項 法第8条の7 令第62条第1号	"（革製履物の甲） 軽減税率適用品目（学校給食用ミルク及びクリーム）	」に改め、
「	28016 28017	法第8条の7 令第62条第14号 法第8条の7 令第62条第15号	"（原料アルコール用工チルアルコール） "（原料アルコール用工チルアルコール及び蒸留酒）	」を削る。

第6 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

1. 3 - 8 の見出し中「合併等」を「合併又は分割」に改め、同項中「相続又は合併」を「相続、合併又は分割」に改め、同項の(1)中「次に該当する場合」を「次のいずれかに該当する場合」に改め、口の次に次のように加える。

ハ 通関業者が他の通関業者の分割により通関業の全部又は一部を承継したとき。

2. 3 - 8 の(2)に次のように加える。

ホ 通関業者でない者が通関業者の分割により通関業の全部又は一部を承継したとき。

ヘ 通関業者の分割により新たに設立された会社が通関業の全部又は一部を承継したとき。

3. 4 - 2 の(4)中「登記事項証明書」を「証明書（「登記されていないことの証明書」をいう。）」に、「イ、ロ、ハ」を「イからハまで」に改める。

4. 5 - 5 の(2)中「新設合併又は」を「新設合併若しくは」に、「譲受けが確

実であり」を「譲受けの場合、申請者が既存の通関業者の分割により通関業を承継する場合又は既存の通関業者の分割により新たに設立された会社である申請者が通関業を承継する場合であつて」に改める。

5.6-5の(1)中「登記事項証明書」を「「登記されていないことの証明書」」に改める。

6.14-2中「通關士識別力 - ド又は」を削り、「直ちに、通關業監督官にその旨を書面をもつて」を「直ちにその旨を書面をもつて通關業監督官に」に改める。

第7 税關様式關係通達（昭和47年3月1日蔵關第107号）の一部を次のように改正する。

（税關様式の一部改正）

1. 税關様式C第5292号を別紙1のように改める。
2. 税關様式C第7010号の次に税關様式C第7500号及び税關様式C第7510号として別紙2及び別紙3のように加える。
3. 税關様式T第1750号を別紙4のように改める。
4. 税關様式T第1750号裏面を別紙5のように改める。
5. 税關様式T第1760号を別紙6のように改める。
6. 税關様式T第1760号裏面を別紙7のように改める。
7. 税關様式T第1770号を別紙8のように改める。
8. 税關様式T第1830号の次に税關様式T第1835号として別紙9のように加える。
9. 税關様式T第1870号-1を別紙10のように改める。
10. 税關様式T第1870号-2を別紙11のように改める。
11. 税關様式T第1870号-3を別紙12のように改める。
12. 税關様式T第1900号を別紙13のように改める。
13. 税關様式T第1920号-1を別紙14のように改める。
14. 税關様式T第1920号-2を別紙15のように改める。
15. 税關様式T第1920号-3を別紙16のように改める。
16. 税關様式T第1930号を別紙17のように改める。
17. 税關様式T第1940号を別紙18のように改める。
18. 税關様式T第1940号の次に税關様式T第1945号として別紙19のように加える。
19. 税關様式T第1950号を別紙20のように改める。
20. 税關様式T第1960号を別紙21のように改める。
21. 税關様式T第1990号を別紙22のように改める。
22. 税關様式T第2000号を別紙23のように改める。
23. 税關様式T第2010号を別紙24のように改める。
24. 税關様式T第2050号の次に税關様式T第2060、税關様式T第2070、税關様式T第2080、税關様式T第2090、税關様式T第2100、税關様式T第2110、税關様

式 T 第2120、税関様式 T 第2130、税関様式 T 第2130裏面、税関様式 T 第2140、税関様式 T 第2140裏面、税関様式 T 第2150、税関様式 T 第2160、税関様式 T 第2170、税関様式 T 第2180、税関様式 T 第2190、税関様式 T 第2200として、別紙25から別紙41までのように加える。

「明治

25. 税関様式 B 第1280号中 大正 を「西暦」に改める。

昭和」

26. 税関様式 B 第1320号の添付書面の欄中「通関士試験合格証書の写し」の次に「、登記されていないことの証明書」を加える。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

1. 担保提供書 ( C - 1090 ) (6) 中「納付見込額」を「特例申告による納付見込額」に、「納付した」を「特例申告により納付した」に、「合計額の12分の1に相当する額」を「合計額を当該特例申告を行つた月数で除して得た額（当該前年において当該輸入予定地において輸入した指定貨物について特例申告を行つたことがない場合にあつては、当該指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の12分の1に相当する額）」に改める。
2. 輸入差止申立書 ( T - 1870 ) を別紙42のよう改める。
3. 輸入差止情報提供書 ( T - 1920 ) を別紙43のよう改める。

第8 予備審査制について（平成12年3月31日蔵関第251号）の一部を次のように改正する。

記の2の(2)を次のように改める。

(2) 提出行署

予備申告書の提出官署は、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署とする。

ただし、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署以外の他の官署に予備申告書を提出させることが適當と税関長が認めた場合には、当該他の官署に提出することができる。

なお、当該他の官署に提出させることとした場合には、速やかに本省に報告するものとする。

第9 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等の施行に伴う関税等の取扱いについて（平成12年3月31日蔵関第269号）の一部を次のように改正する。

1. 2 - 2 の(1)中「令第114条第3項」を「令第114条第4項」に改める。
2. 2 - 2 の(2)中「令第114条第2項」を「令第114条第3項」に、「令第113条第2項」を「令第113条第3項」に改める。
3. 2 - 4 及び2 - 5 中「令第114条第2項」を「令第114条第3項」に、「令第113条第2項ただし書」を「令第113条第3項ただし書」に改める。
4. 2 - 6 の(1)、(3)から(5)まで及び(6)中「令第114条第3項」を「令第114

条第4項」に改める。

第10 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成11年10月7日蔵関第801号)の一部を次のように改正する。

1. 第2章第5節5-1の(4)を次のように改める。

(4) 保存期間

帳簿は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存させるものとする。

2. 第3章第1節1-2の本文に次のように加える。

なお、申告控等関係書類の税關への提出に当たっては、便宜、ファクシミリ送信によることを認めて差し支えない。

3. 第3章第1節1-2の(2)中「通知するものとし、当該関係書類の提出に当たっては、ファクシミリ送信によることを認めて差し支えない」を「通知するものとする」に改める。

第11 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成13年9月25日財関第781号)の一部を次のように改正する。

1. 第2章第4節4-1の(2)を次のように改める。

(2) 保存期間

帳簿は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存させるものとする。

2. 第5章の第1節の1-4に次のただし書きを加える。

ただし、あらかじめ税關において、動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体（データの訂正、削除ができない読み出し専用のものに限る。）に、関税法基本通達68-3-2(2)口の規定による社内帳票等に相当する情報（簡易申告扱い（区分1）となった輸入申告に係るものに限る。以下「社内帳票情報」という。）を記録し、当該社内帳票情報に係る輸入許可の日が属する月ごとにまとめて1枚（1枚に記録できない場合は複数枚）に記録し、これを当該月の翌月5日（その日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日）までに提出した場合における当該輸入申告に係る社内帳票等及び「輸入許可通知書」については、この限りでない。